

第十六回国会 運輸委員會 會議録 第二十二号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)

午後四時五十分開議

出席委員

委員長 關内 正一君
理事 岡田 五郎君 理事 關谷 勝利君
理事 松井 豊吉君 理事 原 彪君
岡本 忠雄君 高橋圓三郎君
德安 實藏君 三和 精一君
持永 義夫君 山崎 岩男君
山中 貞則君 白井 莊一君
廣井 待三君

出席國務大臣

運輸大臣 石井光次郎君

出席政府委員

運輸事務官 壺井 玄剛君
(大臣官房長)
運輸事務官(鐵道) 植田 純一君
運輸事務官(鐵道) 細田 吉藏君
運輸事務官(航空) 栗澤 一男君
運輸事務官(航空) 栗澤 一男君
委員外の出席者

專門員

專門員 岩村 勝君
專門員 堤 正威君

七月二十日

委員青木正君、木村俊夫君及び兩條
德男君辭任につき、その補欠として
山中貞則君、三和精一君及び持永義
夫君が議長の指名で委員に選任され
た。

七月二十日

海上衝突予防法案(内閣提出第六九
号)(參議院送付)
港灣整備促進法案(内閣提出第一六
三号)

の審査を本委員会に付託された。
同月十八日

農業協同組合貨物自動車運送事業に
関する陳情書(広島市大手町八丁目
百三番地広島農産農業協同組合連
合会会長理事講元英雄)(第九八六
号)

若松港藤ノ木石炭積込鐵道さん橋前
泊地しゅんせつに関する陳情書(東
京都中央区小田原町一丁目五番地全
國機帆船組合總連合会会長鶴丸実
次)(第一〇二二号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日本航空株式會社法案(内閣提出第
六八号)

海上衝突予防法案(内閣提出第六九
号)(參議院送付)
海事代理士法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七七号)(參議院送付)

○關内委員長 これより會議を開きま
す。

日本航空株式會社法案を議題といた
します。原君より本案に対し修正案が
提出されておりますので、本修正案を
議題とし、その趣旨説明を求めます。
原彪君。

○原彪委員(改) 私は改進黨を代表い
たしまして、日本航空株式會社法案に
對して修正の動議を提出いたします。
案文を朗讀いたします。

日本航空株式會社法案の一部を次
のように修正する。
第十四条を第十六条とし、第十五

条を第十七条とし、第十三条の次に
次の二条を加える。

第十四条 運輸大臣は、必要がある
と認めるときは、会社の経理の監
査をすることが出来る。

第十五条 運輸大臣は、前条の規定
による監査をするため必要がある
と認めるときは、会社からその経
理に関する報告を徴し、又はその
職員に、会社の營業所、事務所そ
の他の事業場に立ち入り、経理の
状況若しくは帳簿、書類その他必
要な物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証票を
携帯し、関係人に呈示しなければ
ならない。

新第十七条の次に次の一条を加え
る。

第十八条 第十五条第一項の規定に
よる報告をせず、若しくは虚偽の
報告をし、又は同項の規定による
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
した者は、五万円以下の罰金に処
する。

以上が修正案の動議であります。何
とぞ御審議の上、御賛成を賜わらん
ことをお願い申し上げます。

○關内委員長 これより本案及び各修
正案を一括して討論に入ります。

討論の通告もありませんので、これ
を省略することに御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○關内委員長 御異議なければさよう
決します。

これより採決いたします。まず關谷
君提出の修正案に賛成の諸君の起立を
求めます。

〔総員起立〕

○關内委員長 起立総員。よつて關谷
君提出の修正案は可決いたしました。

次に原君提出の修正案に賛成の諸君
の起立を、求めます。

〔総員起立〕

○關内委員長 起立総員。よつて原君
提出の修正案は可決いたしました。

次に可決いたしました修正部分を除
く原案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○關内委員長 起立総員。よつて原案
は可決いたしました。

〔総員起立〕

○關内委員長 起立総員。よつて修正
部分を除く原案は可決いたしました。

從つて本案は修正議決すべきものと決
しました。

なおただいま修正議決すべきものと
決しました法案に対する報告書及び条
文の整理につきましては、委員長に一
任願いたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關内委員長 御異議なしと認め、さ
よう決します。

○關内委員長 次に海事代理士法の一
部を改正する法律案及び海上衝突防
法案を議事日程に追加するに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關内委員長 なければさよう決しま
す。

海事代理士法の一部を改正する法律

案及び海上衝突予防法案を議題とし質
疑を続けます。關谷勝利君。

○關谷委員 海事代理士法は、これは
前國會を通過いたしておつたものであ
ります。これは海事代理士の業務
の範圍を適正にするにとともに、海事代
理士の試験の公正を期することを目的
とするものであります。きわめて簡
単なものでありますので、質疑を打
切り、討論を省略して、採決せられん
ことを望みます。

なおまたこの海上衝突予防法は、一
九四八年の海上における人命の完全の
ための國際會議において承認された一
九四八年の國際海上衝突予防規則に準
じて、海上におきます船舶及び水上
航空機の衝突予防に関する定めであつ
て、わが國が條約加盟國といたしまし
て、當然國內法化するべきものでありま
すので、これまたきわめて事務的なも
のでありますので、質疑を打ち切り、討
論を省略して採決せられんことを望み
ます。

○關内委員長 關谷君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關内委員長 御異議なしと認め、動
議のごとく決します。

これより両案を採決いたします。両
案を原案の通り可決するに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔総員起立〕

○關内委員長 起立総員。よつて両案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

なお両案に対する報告書については

第一類第十二号 運輸委員會會議録第二十号 昭和二十八年七月二十日

委員長に一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 關内委員長 なければさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

〔参照〕

日本航空株式会社法案（内閣提出）
に關する報告書

海事代理士法の一部を改正する法律
案（内閣提出）に關する報告書

海上衝突予防法案（内閣提出）に關
する報告書

（都合により別冊附録に掲載）